

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 30 日（金）第3403号の13



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱 (※) (経営金融課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第442号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱

(鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部改正)

第1条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱(昭和47年鹿児島県告示第1218号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「参入又は」を「参入，」に改め，「向上」の次に「又は地域の成長発展の基盤強化」を加える。

第6条の表中小企業振興資金の項中

「 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条，次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条の規定による認定を受けた者にあつては，都道府県労働局長の認定通知書の写し

を

「 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条，次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条の規定による認定を受けた者(以下「青少年雇用促進等認定事業者」という。)にあつては，都道府県労働局長の認定通知書の写し

鹿児島県女性活躍推進宣言企業(鹿児島県女性活躍推進会議から女性の活躍に資する取組を選定し宣言を行う企業として登録を受けた企業をいう。)で，かつ，女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定した者(以下「女性活躍推進宣言企業登録事業者」という。)にあつては，鹿児島県女性活躍推進会議事務局長の通知書の写し及び都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定届又は一般事業主行動計画変更届の写し(都道府県労働局の受付印のあるものに限る。以下同じ。)

に改め，同表小

規模企業活力応援資金の項中

「 青少年の雇用の促進等に関する法律第15条，次世代育成支援対策推進法第13条又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定による認定を受けた者にあつては，都道府県労働局長の認定通知書の写し

を

「 青少年雇用促進等認定事業者にあつては，都道府県労働局長の認定通知書の写し
女性活躍推進宣言企業登録事業者にあつては，鹿児島県女性活躍推進会議事務局長の通知書の写し及び都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定届又は一般事業主行動計画変更届の写し

に改め，同表新

事業チャレンジ資金の項中

「 新事業チャレンジ資金事業計画書（別記第6号様式）及びその添付書類

を

「 新事業チャレンジ資金事業計画書（別記第6号様式）及びその添付書類
青少年雇用促進等認定事業者にあつては，都道府県労働局長の認定通知書の写し
女性活躍推進宣言企業登録事業者にあつては，鹿児島県女性活躍推進会議事務局長の通知書の写し及び都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定届又は一般事業主行動計画変更届の写し

に改め，同表観

光・ものづくりパワーアップ資金の項中「新かごしま「食と職」の魅力向上・加速化プロジェクトに係る事業を行う者」の次に「（以下「新食プロ事業者」という。）」を加え，

「 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第13条第1項の規定により認定を受けた経営力向上計画に従つて経営力向上に係る事業を行う者にあつては，主務大臣の計画認定書の写し及び経営力向上計画書の写し

を

「 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第13条第1項の規定により認定を受けた経営力向上計画に従つて経営力向上に係る事業を行う者にあつては，主務大臣の計画認定書の写し及び経営力向上計画書の写し
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項の規定により承認を受けた地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に従つて地域経済牽引事業を行う者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）にあつては，承認地域経済牽引事業計画に係る承認申請書（変更の承認があつたときは，変更後のものを含む。）の写し
青少年雇用促進等認定事業者にあつては，都道府県労働局長の認定通知書の写し
女性活躍推進宣言企業登録事業者にあつては，鹿児島県女性活躍推進会議事務局長の通知書の写し及び都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定届又は一般事業主行動計画変更届の写し

に改め，同項の

次に次のように加える。

事業承継対策資金	青少年雇用促進等認定事業者にあつては，都道府県労働局長の認定通知書の写し
----------	--------------------------------------

女性活躍推進宣言企業登録事業者にあつては、鹿児島県女性活躍推進会議事務局長の通知書の写し及び都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定届又は一般事業主行動計画変更届の写し

別表第 1 中小企業振興資金の項中「2.2%」を「2.1%」に、「2.4%」を「2.3%」に、「2.6%」を「2.4%」に改め、同表小規模企業活力応援資金の項中「1,250万円」を「2,000万円」に、「2.2%」を「2.1%」に、「2.4%」を「2.3%」に改め、同表創業支援資金の項中

「

<p>イ 本件融資を受け、開業することにより、地域経済の活性化に寄与するものとして、商工団体の長が推薦した者</p> <p>ウ 事業開始に必要とする額の10%以上の自己資金を有する者</p>	を	<p>「</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>イ 本件融資を受け、開業することにより、地域経済の活性化に寄与するものとして、商工団体の長が推薦した者</p> </td> <td style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">に、</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>「</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>運転資金にあつては、1,000万円</p> <p>設備資金にあつては、2,000万円</p> <p>(融資対象の②にあつては、運転資金と設備資金を併せて1,500万円)</p> </td> <td style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">を</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>「</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">2,000万円</td> <td style="vertical-align: middle;">」</td> </tr> </table> <p>」</p> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<p>イ 本件融資を受け、開業することにより、地域経済の活性化に寄与するものとして、商工団体の長が推薦した者</p>	に、	<p>「</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>運転資金にあつては、1,000万円</p> <p>設備資金にあつては、2,000万円</p> <p>(融資対象の②にあつては、運転資金と設備資金を併せて1,500万円)</p> </td> <td style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">を</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>「</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">2,000万円</td> <td style="vertical-align: middle;">」</td> </tr> </table> <p>」</p> </td> </tr> </table>	<p>運転資金にあつては、1,000万円</p> <p>設備資金にあつては、2,000万円</p> <p>(融資対象の②にあつては、運転資金と設備資金を併せて1,500万円)</p>	を	<p>「</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">2,000万円</td> <td style="vertical-align: middle;">」</td> </tr> </table> <p>」</p>	2,000万円	」
<p>イ 本件融資を受け、開業することにより、地域経済の活性化に寄与するものとして、商工団体の長が推薦した者</p>	に、	<p>「</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>運転資金にあつては、1,000万円</p> <p>設備資金にあつては、2,000万円</p> <p>(融資対象の②にあつては、運転資金と設備資金を併せて1,500万円)</p> </td> <td style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">を</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>「</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">2,000万円</td> <td style="vertical-align: middle;">」</td> </tr> </table> <p>」</p> </td> </tr> </table>	<p>運転資金にあつては、1,000万円</p> <p>設備資金にあつては、2,000万円</p> <p>(融資対象の②にあつては、運転資金と設備資金を併せて1,500万円)</p>	を	<p>「</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">2,000万円</td> <td style="vertical-align: middle;">」</td> </tr> </table> <p>」</p>	2,000万円	」			
<p>運転資金にあつては、1,000万円</p> <p>設備資金にあつては、2,000万円</p> <p>(融資対象の②にあつては、運転資金と設備資金を併せて1,500万円)</p>	を	<p>「</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">2,000万円</td> <td style="vertical-align: middle;">」</td> </tr> </table> <p>」</p>	2,000万円	」						
2,000万円	」									

」

「1.95%」を「1.9%」に、「2.05%」を「2.0%」に、「2.25%」を「2.2%」に、「2.45%」を「2.3%」に改め、同表新事業チャレンジ資金の項中「1.95%」を「1.9%」に、「2.05%」を「2.0%」に、「2.25%」を「2.2%」に、「2.45%」を「2.3%」に、

「

<p>原則として不要(会社及び組合にあつては、代表者を保証人とする。)</p>	を	<p>「</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">同上</td> <td style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;"> </td> <td style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">同上</td> </tr> </table> <p>」</p>	同上		同上	<p>に改め、「0.31%」の次に「(青少年雇用促進等</p>
同上		同上				

」

認定事業者又は女性活躍推進宣言企業登録事業者(以下「働き方改革推進等事業者」という。)にあつては、年0.21%)」を加え、同表観光・ものづくりパワーアップ資金の項中

「 (2) (1)に規定する産業において中小企業等経営強化法第13条第1項の規定により認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業を営む者」

を 「 (2) (1)に規定する産業において中小企業等経営強化法第13条第1項の規定により認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業を営む者」

に, 「にあつては, 運転」を「及び(3)にあつては,

「 (3) (1)に規定する産業に係る承認地域経済牽引事業者」

運転」に, 「1.95%」を「1.9%」に, 「2.05%」を「2.0%」に, 「2.25%」を「2.2%」

に, 「2.45%」を「2.3%」に,

保 証	保 証
機 関	機 関
の 定	の 定
め る	め る
と こ	と こ
ろ に	ろ に
よ る。	よ る。

を 「 同上 同上 」 に, 「県が行う

新かごしま「食と職」の魅力向上・加速化プロジェクトに係る事業を行う者にあつては, 年0.47%)」を「働き方改革推進等事業者にあつては, 年0.69%) (新食プロ事業者にあつては, 年0.47% (働き方改革推進等事業者にあつては, 年0.37%)) , 融資対象の(3)にあつては, 年0.64% (働き方改革推進等事業者にあつては, 年0.54%) (新食プロ事業者にあつては, 年0.32% (働き方改革推進等事業者にあつては, 年0.22%))」に改め, 同表事業承継対策資金の項中「1.95%」を「1.9%」に, 「2.05%」を「2.0%」に, 「2.25%」を「2.2%」に, 「2.45%」を「2.3%」に改め, 同表耐震改修支援資金の項中「1.95%」を「1.9%」に, 「2.05%」を「2.0%」に, 「2.25%」を「2.2%」に, 「2.45%」を「2.3%」に

「 別表第2に定める率」を「 同上 」に改め, 同表緊急災害対策資金の項及び緊急経営対策

資金の項中「1.95%」を「1.9%」に, 「2.05%」を「2.0%」に, 「2.25%」を「2.2%」に, 「2.45%」を「2.3%」に改め, 同表セーフティネット対応資金の項中「から第6号まで」を「から第4号まで又は第6号」に, 「第2条第5項第7号」を「第2条第5項第5号, 第7号」に, 「1.95%」を「1.9%」に, 「2.05%」を「2.0%」に, 「2.25%」を「2.2%」に, 「2.45%」を「2.3%」に改め, 同表事業再生支援資金の項中「1.95%」を「1.9%」に, 「2.05%」を「2.0%」に, 「2.25%」を「2.2%」に, 「2.45%」を「2.3%」に改め, 同表備考中「観光・ものづくりパワーアップ資金(2)」の次に「及び(3)」を加える。

別表第2中小企業振興資金(融資対象が青少年の雇用の促進等に関する法律第15条, 次世代育成支援対策推進法第13条又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定による認定を受けた者であるものを除く。)の項中「青少年の雇用の促進等に関する法律第15条, 次世代育成支援対策推進法第13条又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定による認定を受けた者」を「働き方改革推進等事業者」に, 「平成29年

4 月 1 日から平成30年 3 月 31 日まで」を「平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで」に改め、同表中小企業振興資金（融資対象が青少年の雇用の促進等に関する法律第15条、次世代育成支援対策推進法第13条又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定による認定を受けた者であるものに限る。）の項を次のように改める。

中小企業 振興資金 (融資対 象が働き 方改革推 進等事業 者である ものに限 る。)	(平成30年 4 月 1 日から平成32年 3 月 31 日までの間の運転設備資金の融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年 1.49 %	年 1.37 %	年 1.21 %	年 1.04 %	年 0.84 %	年 0.74 %	年 0.54 %	年 0.34 %	年 0.19 %	年 0.84 %

別表第2 小規模企業活力応援資金（融資対象が青少年の雇用の促進等に関する法律第15条、次世代育成支援対策推進法第13条又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定による認定を受けた者であるものを除く。）の項中「青少年の雇用の促進等に関する法律第15条、次世代育成支援対策推進法第13条又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定による認定を受けた者」を「働き方改革推進等事業者」に、「平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31 日まで」を「平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで」に改め、同表小規模企業活力応援資金（融資対象が青少年の雇用の促進等に関する法律第15条、次世代育成支援対策推進法第13条又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定による認定を受けた者であるものに限る。）の項を次のように改める。

小規模企 業活力応 援 資 金 (融資対 象が働き 方改革推 進等事業 者である ものに限 る。)	(平成30年 4 月 1 日から平成32年 3 月 31 日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年 1.59 %	年 1.47 %	年 1.31 %	年 1.14 %	年 0.94 %	年 0.84 %	年 0.64 %	年 0.44 %	年 0.29 %	年 0.94 %

別表第2 新事業チャレンジ資金（融資対象の(2)を除く。）の項中「除く。」の次に「(働き方改革推進等事業者であるものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

新事業チ ャレンジ 資金(融 資対象の (2)を除 く。) (働き方 改革推進 等事業者 であるも のに限 る。)	(平成30年 4 月 1 日から平成32年 3 月 31 日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年 1.16 %	年 1.01 %	年 0.81 %	年 0.61 %	年 0.41 %	年 0.26 %	年 0.06 %	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.41 %

別表第2 観光・ものづくりパワーアップ資金（融資対象の(1)のうち県が行う新かごしま「食と職」の魅力向上・加速化プロジェクトに係る事業を行う者であるものに限る。）の項中「県が行う新かごしま「食と職」の魅力向上・加速化プロジェクトに係る事業を行う者」を「新食プロ事業者（働き方改革推進等事業者であるものを除く。）」に改め、同項の次に

次のように加える。

観光・ものづくり パワーアップ資金 (融資対象の(1)のうち、新食プロ事業者(働き方改革推進等事業者であるものに限る。)に限る。)	(平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年 1.16 %	年 1.01 %	年 0.81 %	年 0.61 %	年 0.41 %	年 0.26 %	年 0.06 %	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.41 %
観光・ものづくり パワーアップ資金 (融資対象の(1)のうち、働き方改革推進等事業者(新食プロ事業者であるものを除く。)に限る。)	(平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年 1.48 %	年 1.33 %	年 1.13 %	年 0.93 %	年 0.73 %	年 0.58 %	年 0.38 %	年 0.18 %	年 0.03 %	年 0.73 %

別表第2事業承継対策資金の項中「事業承継対策資金」の次に「(融資対象が働き方改革推進等事業者であるものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

事業承継 対策資金 (融資対象が働き方改革推進等事業者であるものに限る。)	(平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年 1.48 %	年 1.33 %	年 1.13 %	年 0.93 %	年 0.73 %	年 0.58 %	年 0.38 %	年 0.18 %	年 0.03 %	年 0.73 %

別記第4号様式中「自己資金 A」を「自己資金」に、

合 計 B	万円	合 計 B	万円
自己資金確認欄 $A/B \times 100$		$\% \geq 10\%$	

を

合 計	万 円	合 計	万 円
-----	-----	-----	-----

に改める。

別記第10号様式中

資金使途 (内訳)	区 分	内 容	金 額	商工団体査定額	自己資金額
	設備資金				
運転資金					

[自己資金の比率： % ≥ 10%]

自己資金確認方法 [預金通帳・金融機関の預金残高証明書・その他 ()]

を

資金使途 (内訳)	区 分	内 容	金 額	商工団体査定額	自己資金額
	設備資金				
運転資金					

に改める。

(鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱の一部改正)

第2条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱(平成22年鹿児島県告示第376号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、改正後の要綱別表第1に定める融資あつせん機関又は取扱金融機関が平成30年4月1日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第1に定める融資あつせん機関又は取扱金融機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。